

## 仕様書

### 1 業務内容

令和7年度「とっとり移住フェア」及び「とっとり移住・しごとフェア」の開催広報業務

### 2 目的

鳥取県へのI J U (移住) ターンを希望する者等を対象に、市町村による移住相談、関係団体・企業等による就職相談等を行うことができる「とっとり移住フェア (以下、「移住フェア」という。)」及び「とっとり移住・しごとフェア (以下、「移住・しごとフェア」という。なお、旧称：とっとり就職&移住BIG相談会)」を開催する。

本件業務は、同相談会を広範かつ効果的に広報することにより、多くの方に来場いただき、新規相談者の獲得を促進することを目的とする。

【参考】 令和6年度 とっとり就職&移住BIG相談会

<https://furusato.tori-info.co.jp/iju/ijufair/>



### 3 イベント概要

#### (1) 移住フェア

	大阪会場	東京会場
開催日時	6月29日(日) 11:30~16:00	8月3日(日) 11:30~16:00
開催場所	グランフロント大阪(大阪府大阪市北区大深町3-1)	東京交通会館(東京都千代田区有楽町2丁目10-1)
イベント概要	・鳥取県内の市町村・関連団体等がブースを構え、市町村担当者や先輩移住者に移住相談できる、鳥取県最大級の移住イベント。 ・先輩移住者によるセミナーも開催。 ・そのほか、物産ブース・ブースラリー企画等開催。	

#### (2) 移住・しごとフェア ※日時・場所は予定

	大阪会場	東京会場
開催日時	11月16日(日) 11:30~16:00	12月14日(日) 11:30~16:00
開催場所	AP 大阪茶屋町(大阪府大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MART 梅田ビル 8F)	東京交通会館(東京都千代田区有楽町2丁目10-1)
イベント概要	上記「(1) 移住フェア」のイベント概要の内容に加え、企業がブースを構え、企業担当者にしごと・就職相談も可能なイベント。	

### 4 業務内容

#### (1) チラシの制作・印刷

①規格等 A4版両面フルカラー印刷、マットコート紙90kg 同等品

②作成枚数 東京会場：2,000枚 大阪会場：2,000枚

③納入期限

イベント	電子データ	紙媒体
移住フェア 大阪会場	令和7年5月19日(月)まで	令和7年5月26日(月)まで
移住フェア 東京会場	令和7年6月23日(月)まで	令和7年6月27日(金)まで
移住・しごとフェア 大阪会場	開催日の50日程度前	開催日の45日程度前
移住・しごとフェア 東京会場	開催日の50日程度前	開催日の45日程度前

④納入先 (公財) ふるさと鳥取県定住機構  
(鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階)

⑤訴求対象 主に40歳代以下若年層のうち、以下のような者を訴求対象とする。

- ・鳥取の自然の中で子育てをしたい人
- ・鳥取県の企業への就職希望者
- ・鳥取県出身の学生
- ・鳥取県の農林水産業への就業希望者
- ・鳥取での起業を考えている人

※なお、鳥取県に限らず漠然と地方移住を検討している者も含む。

- ⑥デザイン
- ・1案以上ご提案ください。
  - ・「移住フェア」と「移住・しごとフェア」は、統一感を持たせながらも、印象が異なるデザイン。
  - ・配布は郵送や窓口（ラック）配架などによります。県外に在住する移住相談者や移住に漠然とした興味をいただいている層に対し、イベントの趣旨や内容が理解でき、手に取りやすく参加を促すような文章表現、デザインを希望します。
  - ・他県の移住イベント等と並べて掲示しても目を引くデザイン  
※主に、県外の全国最大規模の移住相談窓口や県外の鳥取県本部等で配布・配架予定
- ⑦電子データ チラシデータは、他媒体での転載等を行う可能性があるため、A Iファイル等加工が可能なデータ形式で上記④へ納品すること。

(2) 情報発信用ホームページの制作・保守運営

※移住フェアは令和7年5月19日（月）の開設を、移住・しごとフェアは大阪会場の開催50日程度前の開設を、それぞれ目処とする

現在公開中の移住定住ポータルサイト「鳥取来楽暮」サイト内に、以下の内容の特設ページの企画、デザイン、フロントサイドのHTML等コーディングを行うこと。

【公開中ページ】URL <https://furusato.tori-info.co.jp/iju/>

① ホームページ掲載予定情報

- ・開催概要（キッズスペース設置、出入り自由等の情報を明記）
- ・交通情報（会場へのアクセス経路等）
- ・セミナー情報
- ・参加市町村情報

※市町村情報については、「鳥取来楽暮」サイト内の「各市町村の紹介」(<https://x.gd/fNr69>)内の各市町村情報へのリンクを、併せて設定すること。

- ・参加先輩移住者情報
- ・お問合せ、予約フォーマット
- ・参加特典
- ・上記に掲げるもの以外で随時掲載を依頼するもの

②必要とする機能

- ・アクセス解析ができるよう発注者が指定するタグを設置すること。

③その他

- ・CMS連動後であっても、デザインが反映できないなどの不具合が発生した場合は、受注者が適宜保守作業を実施すること。なお、掲載する記事の原稿及び写真等の素材については、原則発注者から提供するものとする。
- ・PC、タブレット、スマートフォン等、マルチデバイス対応であること。Webブラウザは各OS（Windows、MacOSX、Andoroid、iOS）におけるEdge、FireFox、GoogleChrome、Safari等でレイアウトを維持できること。閲覧パソコンのOSやブラウザ、通信回線等の利用状況に依存することなく、ホームページを閲覧できること。
- ・ホームページ独自のファビコンを作成・設置すること。

(3) 会場配布用パンフレットの制作・印刷

①規格等 A5版両面フルカラー印刷、4～20ページ（A4版二つ折り・中綴じ、ページ数は各社提案による）、マットコート紙90kg同等品

②作成枚数 東京会場：200部 大阪会場：200部

③納入期限

移住フェア 大阪会場	令和7年6月26日（月）まで
移住フェア 東京会場	令和7年7月28日（月）まで
移住・しごとフェア 大阪会場	開催日の6日程度前
移住・しごとフェア 東京会場	開催日の6日程度前

④納入先 (公財) ふるさと鳥取県定住機構（鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階）

⑤デザイン (1)(2)のデザインを元に、来場者に会場で配布するパンフレットを作成する。

⑥ 掲載情報 <掲載必須情報>

- ・会場MAP
- ・イベントタイムスケジュール
- ・鳥取県の簡易地図
- ・ブースラリー用シール台紙

<必要に応じて掲載する情報>

- ・出展市町村・団体・企業および参加する先輩移住者情報 等
- ※パンフレットへの掲載情報

⑦電子データ パンフレットのデータについては、他媒体での転載等を行う可能性があるため、A I ファイル等加工が可能なデータ形式で上記④へ納品すること。

⑧その他 東京会場用、大阪会場用をそれぞれ作成すること。

(4) イベントバナー・タイトルロゴの制作 (1 か月半前までの納品を目処とする)

- ①規格等
- ・バナー スクエア・長方形
- ※複数のWEB広告の出稿を想定しているため、バナーは各サイズ2パターン以上で作成すること。
- ・タイトルロゴ 長方形
- ②作成数
- ①のバナーの規格を各イベント・各会場それぞれ2種類以上
  - ①のタイトルロゴは各会場1種類以上
- ③納入先 (公財) ふるさと鳥取県定住機構  
(鳥取市扇町115-1鳥取駅前第一生命ビル1階)
- ④デザイン (1)(2)のデザインを元に、移住希望者の参加を促す画像、文面で制作する。
- ⑤電子データ イベントバナー・タイトルロゴのデータについては、他媒体での転載等を行う可能性があるため、A I ファイル等加工が可能なデータ形式で上記③へ納品すること。

(5) その他イベント集客にかかる広報の実施

上記に掲げる業務の他、予算の範囲内でイベント集客を図るために、独自の手段等による情報発信の提案があれば実施すること。その場合の経費は原則、委託料に含めることにするが、オプションとして、委託料とは別経費として提案しても差し支えない。

なお、当財団で別途予算を確保し、Google 広告・Meta 広告を出稿することとしているため、これらは提案しないこと。

#### 4 個人情報の保護

受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

#### 5 実績報告

受注者は、業務完了後20日以内に、実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。

#### 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と連絡を密にし、各段階で発注者と協議しなければならない。
- (2) 本事業により新たに制作した制作物(データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等)の著作権は(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。)発注者に譲渡するものとし、発注者はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) この仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、

又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

- 2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構、乙は受託者をいう。